

『社会保険の事務手続』 令和7年度版

お詫びと訂正

下記箇所に修正がありました。お詫びして、訂正致します。

	119 頁の「一定額を超える老齢年金からは所得税源泉徴収」 「◇源泉徴収が行われる人」の上から6～7行目
誤	「昭和 <u>34</u> 年 1 月 1 日以前に生まれた人」
正	「昭和 <u>36</u> 年 1 月 1 日以前に生まれた人」